

## W T O 農業交渉について

### 1. 交渉経過等（2003年9月のカンクン閣僚会議以降）

- (1) W T O 農業交渉は、昨年9月のW T O 閣僚会議は先進国と途上国が対立し交渉は決裂、閣僚宣言を採択できずに閉幕した。
- (2) 2月11日の一般理事会で新たな交渉グループ議長にニュージーランド大使のグローサー議長が選任され、全ての交渉グループが再開した。
- (3) 3月22日～26日の農業委員会特別会合で7月までに数字を入れない形での枠組み合意を目指すべきという点で完全な合意が得られた。
- (4) 交渉については、議長主催の少数国会合、交渉における立場を同じくするグループ間の協議を中心にすすめられてきた。
- (5) 7月16日に大島一般理事会議長より枠組み合意案が提示された。
- (6) 7月27日からの一般理事会にて、枠組み合意（下記参照）。
- (7) 今後、モダリティの確立や譲許表の作成に向けた交渉・作業が進められる。

### 2. 枠組み合意の概要

#### [市場アクセス]

一般的な関税削減は階層方式  
日本のコメなど重要品目は特別扱い  
関税割当数量は柔軟性を持って拡大  
上限関税の設定については先送り  
特別セーフガードについては先送り

#### [国内支持]

品目別 A M S に上限を設定

#### [輸出競争]

すべての輸出補助金の撤廃  
180日を超える輸出信用などの禁止  
商業的な食料援助の禁止

#### (1) 市場アクセス

##### 階層方式

- ・関税削減方式は、先進国・途上国に対する単一のアプローチとし、階層方式による。削減は譲許税率から行う。
- ・関税削減は、センシティブ品目に対する柔軟性を認めつつ、高関税ほどより大幅な削減。
- ・階層の数・決め方、各階層内の関税削減方式は、今後の交渉対象。

##### 上限関税

- ・センシティブ品目の異なる扱いを認める階層方式の下での上限関税の役割については、更に評価されよう。

##### センシティブ品目の選択

- ・センシティブとして取り扱われる関税品目としては、関税割当約束その他の現行の約束を考慮しつつ、今後の交渉によって決められる適切な数を指定。

##### センシティブ品目の扱い

- ・市場アクセスの実質的な改善は、各品目に適用される関税割当約束と関税削減の組合せを通じて達成。しかしながら、交渉における balan

スは、最終的な結果が当該品目のセンシティブティをも反映している場合にのみ達成し得る。

- ・すべてのそのような品目に関し、何らかの関税割当拡大が要求される。今後の交渉において、一貫性と公平性を考慮して、拡大のための基準が作られる。

農業の特別セーフガード（SSG）の問題は、今後の交渉対象。

## (2)国内支持

貿易歪曲的国内支持の全体的削減

- ・AMS、デミニミス及び青の政策からなる貿易歪曲的国内支持の合計は、階層方式に従って削減。
- ・貿易歪曲的国内支持の合計は、実施期間の初年度において20%削減。  
(注)我が国のAMSの水準は、URの最終約束水準の約18%。

AMSの削減

- ・AMSの最終約束水準は、階層方式に従って実質的に削減。
- ・品目別AMSの上限については、今後合意される方法による平均水準として設定。

デミニミスの削減

- ・デミニミスの削減は、途上国に関する特別かつ異なる待遇に配慮しつつ協議される。

青の政策

- ・青の政策の基準は、次のような措置を使えるよう再検討。
  - ・生産調整の下での直接支払については、固定された面積に基づく支払いである等の要件
  - ・生産が求められない直接支払については、固定された面積に基づく支払いである等の要件
- ・これらの要件については、追加的な要件とともに、今後交渉される。
- ・過去の期間における農業総生産額の平均の5%を上限とする。

緑の政策

- ・緑の政策の基準は、貿易歪曲性がないか又は最小限であることを確保する観点から再検証、明確化。この場合において、緑の政策の基本的な概念、原則及び効果が維持され、非貿易的関心事項が考慮されることが必要。

## (3)輸出規律（競争）

輸出補助金の今後合意される期限までの撤廃。

輸出信用に対する規律

- ・償還期間180日を超える輸出信用等を今後合意される期限までに撤廃。
- ・償還期間180日以下の輸出信用等に対する規律には、利子の支払、最低利率等の要素を含み、今後更に交渉。

#### 輸出国貿易企業に対する規律

- ・ 国家貿易企業に関する貿易歪曲的行為を今後合意される期限までに撤廃。
- ・ 輸出独占権の問題は、更なる交渉対象。

#### 食料援助に対する規律

- ・ 食料援助の商業貿易代替防止の観点から、今後合意される運用上効果的な規律を課す。
- ・ 国際機関の役割は交渉で対処。
- ・ 完全無償化の問題も交渉で対処。

#### [ W T O 関連の主な会合日程等 ]

2003年	3月31日	モダリティ確立ならず
	6月	E U が C A P 改革に合意
	7月16～18日	農業委員会特別会合で閣僚文書案の提示
	8月13日	米国・E U が共同提案を提示
	24日	一般理事会議長による閣僚文書二次案の提示
	26～27日	一般理事会、二次案合意できず
	9月10～14日	第5回閣僚会議（メキシコ）
	13日	閣僚文書三次案の提示
	10月17～21日	A P E C 閣僚・首脳会議
	12月15日	一般理事会
2004年	2月11～12日	一般理事会（新議長の選任）
	3月22～26日	農業委員会特別会合で7月の枠組み合意を確認
	7月14～16日	農業委員会特別会合で大島議長案の提示
	7月27～31日	一般理事会で枠組み合意
2005年	12月	第6回閣僚会議（香港）（予定）